


所管部課	企画財政部企画課	部長	並木 俊則	
件名	東大和市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に基づき、市長の権限に属する事務として、新たに加わった事務について、教育委員会の事務を補助する職員（学校教育部長及び学校教育課長）に補助執行させるため、改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>補助執行職員：教育委員会の学校教育部長及び学校教育課長 補助執行事務：①地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第1条の3に規定する大綱[㊦]の策定等に関すること。 ②同法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。</p> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>教育に関する事務を熟知している職員が行うことにより、効果的、効率的な事務の実施が期待できる。</p> <p>(3) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(注) 大綱：当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱をいう。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年2月 4日 東大和市長から東大和教育委員会委員長に対し、市長の権限に属する事務の補助執行について協議文書を発出。</p> <p>平成27年2月23日 東大和教育委員会委員長から東大和市長に対し、市長の権限に属する事務の補助執行について同意する旨の文書受理。</p> <p>平成27年3月19日 文書課審査済み</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。